

### 再ヒ改正稅法と本村賦課に就て

本紙四月號地方稅法に關する其概要を列記して讀者の參考に資したるも更に家屋稅と村特別戶數割に付き其の一般を再録して參考に供せんとす

#### 一家屋稅

地方稅法改正の結果本年度より賦課せらるゝ事となり本村に於ても去る四月十九日村會に於て賦課規定が議定され之れに依り村内家屋の構造坪數用途及敷地の位置の調査も既に終了し來月始めて之の新稅が課せらるゝのである元來府稅の主なる者とし然も其額も多大であつた戶數割は即ち廢止となりて之の新稅家屋稅となつたのである其賦課金は參千八百貳拾參圓參拾錢で昨年戶數割として賦課せられた金四千三百七圓四十六錢と比較すれば其の差金四百九十四圓十六錢を減せらるゝ事となる即村民としては夫れ丈負擔が輕くなつた譯であるが何分其新らしき家屋稅の事であるが故に義務者は言はず語らず心配して居られる様子であるから之の一篇を再録したのである前紙にも記した通り之の家屋稅に對し村費は其の百分の五十しか賦課出來ないとすれば勢ひ特別の方法を以て村費の徵收に當らねばならぬ之れが即

#### 二 特別戶數割

となつたのである名稱が特別と云ふ意味からして中には通常費以外の様に考へられた義務者もある様に聞くと事實は前述の通り府戶數割が廢止に伴ひ同附加稅として課す事も出來さず家屋稅附加稅は百分の五十では凌ぎがつかすそこで各村では特別戶數割と云ふ迷ひ易い稅名を付けて賦課徵收するのであるされば昨年度納入せられた府戶數割同村附加稅合算と本年度賦課せらるゝ特別戶數割家屋稅同附加稅の加算をお調べになれば一戸當りの増減が全然判明する譯で決して御心配せらるゝ様な稅目でないこと云ふ事を茲に斷言致して置きます

#### ◆ 苗代害虫發生の兆あり

苗代總數四百餘 三日間ニ亘リテ實地調査セシ處村内數ヶ所ニ害虫(ユリミミズ)ノ發生ヲ見當業者ニ驅除ヲ爲サシメシモ今後天候ノ如何ニヨリ發生スルモ計ラズ各自注意ヲ怠ラズ發生ノ兆アリト見止ムレバ當農會迄報告セラレタシ

#### ◆ 驅除法

一 被害苗代ハ水ヲ落シ其ノ上ハ驅除藥(テリス)十六匁ヲ水八升ノ分量ニテ溶解シ(シヨウロ)ニテ撒布シ一晝夜程淺水又ハ放置ス

△ 驅除藥(テリス)ハ當農會ニアリマス